

藤沢市保育所建物設置賃借料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、共働き世帯の増加などにより保育所への入所希望者が増えて
いる中で、待機児童の解消及び通勤時間や就業時間などの各々の事情に対応した
保育サービスを提供するために、保育需要の多い地区に建物を賃借して保育所を
設置する法人に対して、開設経費及び建物賃借料の一部を補助することにより、
待機児童の解消を図り、児童の健全育成及び資質の向上に寄与することを目的と
して、予算の範囲内で補助金を交付することについて、藤沢市補助金交付規則（昭
和35年藤沢市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものと
する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると
ころによる。

(1) 保育所

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定に基づく
認可保育所をいう。

(2) 賃借料加算

「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別
利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定
に関する基準等」（平成27年内閣府告示第49号）第1条第51号に規定
する賃借料加算をいう。

(対象者)

第3条 補助の対象者は、保育需要の多い地区に建物を賃借することにより保育所
を設置し、市長が必要と認める保育事業を行う法人とする。

(補助対象)

第4条 補助の対象とする事業及び経費は、次の各号の補助金の種類に応じ、当該
各号に定めるとおりとする。ただし、賃借料については、当該建物の貸主が個人
であって、その貸主が法人の役員（法人役員の配偶者、親子、兄弟姉妹を含む。）
等法人と特別の関係にある者である場合には、補助の対象としない。

(1) 開設経費補助金 補助対象事業は、賃貸物件により保育所を新たに開設し、
又は、定員を拡大するために行う改修事業とし、補助対象経費は、次に掲げ
る経費とする。

ア 賃貸物件により保育所を開設し、又は、定員を拡大するために必要な改
修等に係る費用

イ 借り上げた建物の改修等の工事着工が行われた日の属する月から保育所
を開設する月の前月までの期間（以下「改修期間」という。）に係る賃借
料（月額833,000円を限度とし、管理費及び共益費の額並びに消費

税額及び地方消費税額に相当する額を含み、敷金は除く。)。この場合における賃借料は、改修期間が6月を超える場合は保育所を開設する月の前月を含む6月分とし、改修期間が6月に満たない場合は礼金(改修期間と同一年度内に限り、工事着工前に支払った礼金も含む。)として支払った経費を含めて6月分を限度とする。

- (2) 開設後賃借料補助金 補助対象事業は、賃貸物件により保育所を運営する事業とし、補助対象経費は、保育所を開設する月以後の保育所として使用する建物に係る賃借料(管理費及び共益費の額並びに消費税額及び地方消費税額に相当する額を含み、敷金及び礼金は除く。以下「開設後賃借料」という。)とする。

(開設経費補助金の額)

第5条 開設経費補助金の額は、前条第1号ア及びイに規定する補助対象経費の合計額(次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。)に4分の3を乗じて得た額(千円未満切捨て)とする。

- (1) 利用定員(開設の場合)又は増加定員(定員増加の場合)が19名以下の場合 25, 118, 000円(1施設当たり)
- (2) 利用定員又は増加定員が20名以上59名以下の場合 38, 223, 000円(1施設当たり)
- (3) 利用定員又は増加定員が60名以上の場合 68, 801, 000円(1施設当たり)

(開設後賃借料補助金の額)

第5条の2 開設後賃借料補助金の額は、次の各号に定める区分に応じて、当該各号に定めるところによる。

- (1) 当該年度の開設後賃借料の総額が賃借料加算の年額の3倍を超える場合
当該年度の開設後賃借料の総額から賃借料加算の年額(各月初日の利用子ども数の合計に一人あたりの賃借料加算の額を乗じて得た額とする。以下同じ。)及び寄付金その他収入額を控除した額と、22, 000, 000円(補助対象期間が1年に満たない場合は、対象期間に係る月数を12で除した割合に22, 000, 000円を乗じて得た額)とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額(千円未満切捨て)とする。
- (2) 保育所を開設した年度において開設後賃借料の総額が賃借料加算の年額の2倍を超える場合(前号に該当する場合を除く。)
保育所を開設した年度の開設後賃借料の総額が賃借料加算の年額及び寄付金その他収入額を控除した額と、12, 000, 000円(補助対象期間が1年に満たない場合は、対象期間に係る月数を12で除した割合に12, 000, 000円を乗じて得た額)とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額(千円未満切捨て)とする。
- (3) 前2号以外の場合
当該年度の開設後賃借料の総額に2分の1を乗じて得た額(10, 000,

000を限度額とする。)から賃借料加算の年額を控除した額(千円未満切捨て)とする。ただし、当該年度の賃借期間が1年に満たない場合、当該年度の補助金の額は、賃借期間(1月に満たない期間を除く。以下、この号において同じ。)の開設後賃借料の総額に2分の1を乗じて得た額(賃借期間に係る月数に833,000円を乗じて得た額を限度額とする。)から賃借期間における賃借料加算の額を控除した額(千円未満切捨て)とする。

- 2 開設後賃借料の補助は、保育所を開所した日から5年を経過した日の属する月分までとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、これを延長することができる。

(補助金交付申請手続)

第6条 補助金の交付を受けようとする法人は、保育所建物設置賃借料補助金交付申請書(第1号様式)に次の各項に定める書類を添えて、事業着手までに市長に提出しなければならない。ただし、事業の性質上、事業の着手前に申請することが困難と認められる場合はこの限りではない。

- 2 開設経費補助金の交付を申請する場合の書類は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書(第2号様式)
- (3) 開設経費に係る見積書
- (4) 工事工程表
- (5) 建物平面図
- (6) 位置図
- (7) 保育所設置決定を証する議事録等の写し
- (8) 建物賃貸借契約書の写し

- 3 開設後賃借料補助金の交付を申請する場合の書類は、次の各号に定める書類とする。ただし、次の第1号に定める書類については、前項において提出された場合、並びに、当該交付申請において次年度以降は省略することができる。

- (1) 収支予算書(第2号様式)
- (2) 建物賃貸借契約書の写し
- (3) 位置図
- (4) 建物平面図

(補助金交付決定)

第7条 前条の規定により、補助金交付の申請があったときは、審査のうえ、適当と認める場合には、保育所建物設置賃借料補助金交付決定通知書(第3号様式)により通知する。

- 2 市長は、申請に係る賃借料が近隣建物の賃借料と比較し適当でないとするときは、不動産鑑定士による鑑定額以下を当該申請に係る賃借料の年額とすることができる。この場合において、鑑定料は、申請者の負担とする。

(届出義務)

第8条 補助金の交付決定を受けて事業を行う法人は、事業を着手するときにあつては、保育所建物設置賃借料補助金事業着手届（第4号様式）を、完了したときにあつては、保育所建物設置賃借料補助金事業完了届（第5号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、開設経費を除く補助金にあつては、保育所建物設置賃借料補助金事業着手届（第4号様式）を省略することができる。

(変更交付申請)

第9条 補助金の交付決定を受けた法人は、既に交付の決定を受けた補助金の額の変更をしようとするときは、保育所建物設置賃借料補助金変更交付申請書（第6号様式）に必要書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があつたときは、審査のうえ、適当と認めるものについて、保育所建物設置賃借料補助金変更交付決定通知書（第7号様式）により通知する。

(補助金の交付時期)

第10条 補助金の交付時期は、次の各項のとおりとする。

2 開設経費補助金にあつては、当該事業が申請どおり完了したことを確認した後とする。ただし、市長が必要と認めたときは事業等完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

3 開設後賃借料補助金にあつては、第7条の規定により交付決定した年度の、次の各号に定める月とする。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りではない。

- | | | |
|-----|--------------|-------|
| (1) | 4月分から6月分まで | 6月 |
| (2) | 7月分から9月分まで | 9月 |
| (3) | 10月分から12月分まで | 12月 |
| (4) | 1月分から3月分まで | 事業完了後 |

(事業実績報告)

第11条 補助金の交付を受けた法人は、当該事業等を完了したときは、保育所建物設置賃借料補助金事業実績報告書（第8号様式）に次の各項に定める書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

2 開設経費補助金の事業報告をする場合の書類は、次の各号に定める書類とする。

- (1) 収支決算書（第9号様式）
- (2) 補助対象経費を証する契約書等の写し
- (3) 工事完了確認を証する検査済証等の写し
- (4) 建物平面図・立面図
- (5) 建物内外部の完成写真
- (6) 事業費に係る支払領収書等の写し
- (7) 工事契約金額報告書
- (8) 各室ごとに室名と面積を明らかにした表

3 開設後賃借料補助金の事業報告をする場合の書類は、次の各号に定める書類とする。

- (1) 収支決算書（第9号様式）
- (2) 賃借料支払領収書等の写し

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告）

第12条 補助金の交付を受けた法人は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により本補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があったときは、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることができる。

（書類の整備）

第13条 補助金の交付を受けた法人は、当該補助金に係る事業の収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該支出及び収入に係る証拠書類を整備するとともに、当該補助の終了後5年間保管しておかなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による賃借料補助金については、平成20年4月1日以後の建物の借用に係る賃借料から補助の対象とする。

（補助に対する特例）

3 別表1に定める施設に対する賃借料補助金の交付の期限については、第5条の2第2項の規定にかかわらず、保育所を開設した日から20年を経過した日の属する月分までとし、この要綱の規定によりなお従前の例によることとされる補助金の額については、第5条の2第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（市が既に事業決定を行った保育所に対する補助に関する特例関係）

(1) 湘南台2-13-8 神中第5ビル2F に開設する保育所
(2) 鶴沼石上3-1-8 に開設する保育所
(3) 辻堂神台1-3-39 オザワビル2・3F に開設する保育所

附 則

（施行日）

1 この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

（特定非営利活動法人が設置する保育所に対する補助に関する特例）

- 2 この要綱の施行の日から平成23年3月31日までの間は、第3条中「社会福祉法人」とあるのは「社会福祉法人及び特定非営利活動法人」と、第5条第1項第1号中「2分の1」とあるのは「4分の3」とする。
- 3 この要綱の施行の日から平成23年3月31日までの間に保育所を開設した特定非営利活動法人に対する補助については、第3条の規定にかかわらず、平成23年4月1日以降についてもなおこの要綱を適用することができるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、平成27年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、平成29年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、平成29年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年1月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

(検討)

- 2 市長は、平成30年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、平成33年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和3年3月28日)

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(検討)

2 市長は、令和6年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和5年2月10日)

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則 (令和5年11月27日)

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(検討)

2 市長は、令和8年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。